【定時制高校について】

１．高等学校

（１）教育課程による分類

・授業を行う時間帯、時期、方法の違いにより、以下の①～③に分類される。

①全日制課程　　②定時制課程　　③通信制課程

（２）卒業認定

・74 単位以上修得。

（３）修業年限

・高等学校に在学する期間。

三修（３年間で修了）　例）１日あたりの授業時間 6 時間×3 年間

四修（４年間で修了）　例）　　〃　　4 時間×4 年間

２．定時制課程

・定時制課程は「わが国にこれまでなかった全く新しい観点に立つ教育制度として、新学校教育制度の中でも、特に重要な意義をもつもの※」と位置づけられ、1948 年（昭和 23 年）学校教育法制定時から設けられている制度。

※出典：「新制高等学校実施の手引き」（文部省学校教育局 1947 年）

・創設趣旨は「中学校を卒業して勤務に従事するなど様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与える※」こととされている。

※出典：「定時制・通信制課程について」文部科学省ホームページ

・学校教育法第４条において、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」と規定されている。

・定時制・通信制課程に学ぶ生徒の就労形態が多様化してきていたことを受け、平成元年４月、従来「４年以上」であった修業年限が「３年以上」に弾力化され、履修上無理がなければ、全日制課程と同様、３年での卒業が認められることとなった。※

※出典：平成 26 年度中央教育審議会高等学校教育部会資料

・多様な履修形態がある。※

①　夜間定時制課程　　夜間の特定の時間帯に授業を行う

②　昼間定時制課程　　昼間の特定の時間帯に授業を行う

③　多部制の定時制課程　　①②を複数組合せて授業を行う

※出典：平成 17 年版　文部科学白書